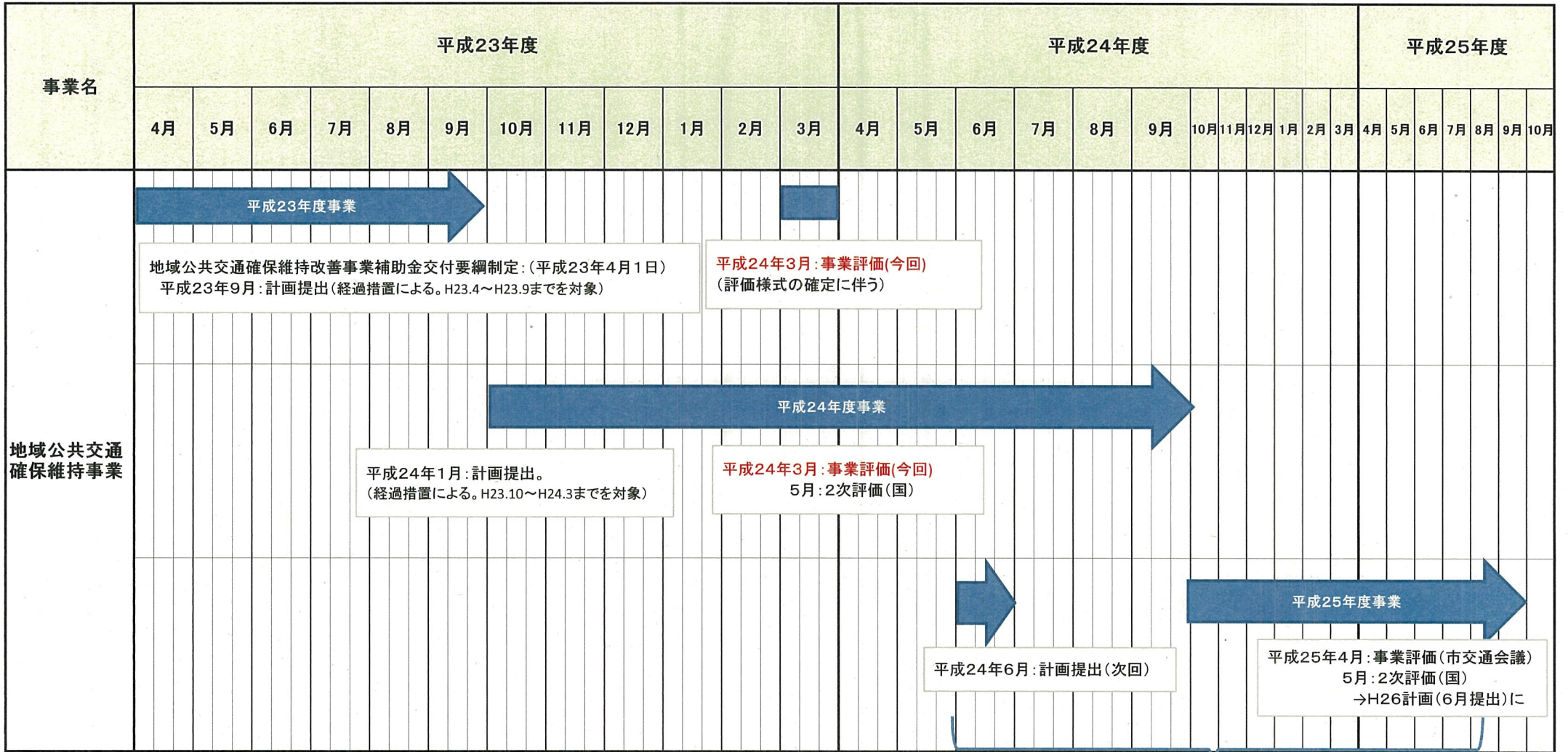


地域公共交通確保維持改善事業のスケジュール

*バス会計年度：10月～9月（補助金を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間）



経過措置後のスケジュール

資料4 参考資料

地域公共交通確保維持改善事業の事業評価

中国運輸局

事業評価の目的

補助対象事業の効果的・効率的推進

協議会が、生活交通ネットワーク計画に位置付けられた補助対象事業について、実施状況の確認、目標達成状況等の評価を行うことによって、補助対象事業がより効果的、効率的に推進されることを目的とする

評価項目

地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通バリア解消促進等事業(離島航路構造改革事業に係る調査事業を除く)

■事業実施の適切性

生活交通ネットワーク計画に位置付けられた事業が適切に実施された(されている)か

■目標・効果達成状況

生活交通ネットワーク計画に位置づけられた定量的な目標・効果が達成された(達成される見込み)か

■事業の今後の改善点

実施した事業の今後の改善点があるかどうかを事業の達成状況を考慮した上で検証したか
事業を継続して実施する場合は、具体的な改善策やより適切な目標設定について検討したか

地域公共交通調査事業(離島航路構造改革事業に係る調査事業を含む)

■調査事業実施の適切性

調査事業が適切に実施され、計画策定につながるものとなっているか

■生活交通ネットワーク計画等の計画策定に向けた方針

事業内容、実施時期などは明らかになっているか

自己評価及び二次評価

■自己評価の実施

協議会は、評価項目について自己評価を実施し、地方運輸局等に提出

<4月末まで>

■二次評価の実施

地方運輸局等は第三者評価委員会において二次評価を行い、協議会に対し評価結果を通知、必要に応じて事業計画の見直し等を求める

<5月>

■評価の結果の反映

評価の結果を踏まえ、協議会等は必要に応じてネットワーク計画に反映させ、調査対象事業のより効果的、効率的な推進を図る